

寫

民政府財金機密第三三號

昭和十七年十二月一日

南西方面艦隊民政府總監

海軍省南方政務部長殿

送金爲替等取締令制定實施ノ件協議

民政府管轄地區ト本邦其ノ他各地トノ送金ノ取扱及通貨搬出入ニ關
シ別紙ノ通取締令ヲ制定昭和十八年一月一日ヨリ實施致度候條關係
方面ニ連絡ノ上貴見至急同示相成度
追而準備ノ都合モ有之ニ付電信ヲ以テ同示相成度

(終)

海軍

(別紙添)

- 一、送金爲替等取締令案
- 二、送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ處理手續及許可方針ノ件

(寫送付先)

南西方面艦隊參謀長

海軍省經理局長

(付松納)

海軍

極秘

別紙一

民政府令第 號

送金爲替等取締令案

- 第一條 本令施行地ハ南西方面艦隊民政府管轄地域ヲ謂フ以下同シハ
外ノ途ヘ送金ヲ爲シ又ハ本令施行地外ノ地ニ仕向ケタル信用狀ヲ發
行者ハ取得セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左
ニ掲クル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ
本邦ヘ送付又ハ携帶スル爲必要ナルトキ
 - 二、軍人、軍屬以外ノ者カ一月二百盾相當額以下ノ金額ヲ本邦ヘ
送付又ハ携帶スル爲必要ナルトキ
 - 三、官廳ノ爲ストキ

第二條 本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ本令施行地外ノ地ニ送付又ハ
携帶セントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲ク

- ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ
携帶スルトキ
 - 二、軍人、軍屬以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲二百盾相當額以下ノ外貨
軍票ヲ携帶スルトキ
 - 三、官廳ノ爲ストキ
- 第三條 銀行カ本令施行地外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂
又ハ信用狀ニ基ク爲替ノ買入ヲ爲サントスルトキハ所轄民政部長官
ノ許可ヲ受クヘシ但シ本邦ニ於テ外國爲替管理法令ノ許可ヲ受ケタ
ル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 本令施行地外ノ地ヨリ本邦通貨、軍票又ハ外國通貨ヲ搬入セ
ントスル者ハ所轄民政部長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ左ニ掲クル場合
ハ此ノ限ニ在ラス
- 一、軍人、軍屬カ軍ヨリ支給ヲ受ケタル俸給、旅費其ノ他ノ給與ヲ

携帯スルトキ

二、軍人、軍属以外ノ者カ旅費ニ充ツル爲ニ百盾相當額以下ノ外貨
軍票ヲ携帯スルトキ

三、官廳ノ爲ストキ

第五條 前各條ノ規定ニ違反シタル者ハ三年以下ノ監禁又ハ一萬盾以
下ノ罰金ニ處ス但シ當該取引又ハ行爲ノ目的物ノ價格ノ三倍カ一萬
盾ヲ超ユルトキハ罰金ハ當該價格ノ三倍トス

附 則

本令ハ昭和十八年一月一日ヨリ施行ス

別 紙 二

各民政部長官宛遺牒案

送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ
處理手續及許可方針ノ條

送金爲替等取締令ニ依ル許可申請書ノ
處理手續及許可方針等

第一 許可申請書ノ處理手續

- 一、申請書ノ様式ハ別送民政府ニ於テ定ムルモノトシ正副二通
ヲ提出セシムルコト
- 二、當分ノ閣民政部ノ外支部ニ於テモ許可事務ヲ取扱フコト但
シ重要ナル事項ニ付テハ所轄民政部長官ノ指示ヲ受クルコト
- 三、審査ノ結果許可スヘキモノト認メタルトキハ申請書正本ノ
末尾ニ許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）ノ印ヲ押
捺シテ下附スルコト
- 四、審査ノ結果許可スヘカラサルモノト認メタルトキハ申請書
正本ノ末尾ニ不許可ノ旨ヲ記載シ民政部長官（又ハ支部長）
ノ印ヲ押捺シテ返付スルコト
- 五、處理済申請書ノ副本ハ正本ト同一ノ記載ヲ爲シ許可證（又

ハ不許可通知書）寫トシテ保存スルコト

- 六、送金許可證ニハ送金ノ際銀行ヘ呈示シ其ノ裏書ヲ受クヘキ
旨ヲ適宜ノ箇所ヘ附記スルコト

七、許可證ニハ整理番號ヲ附シ判別ヲ容易ナラシムルコト

- 八、送金許可申請書ハ當分ノ閣送金ヲ必要トスル部度個別的ニ
提出セシムルコト但シ銀行ノ業務上必要ナル送金ニ付テハ一
定ノ期間、金額ヲ限り包括的ニ許可スルコトヲ得

第二 爲替許可方針其ノ他

- 一、本令施行地外トノ爲替取引ハ當分ノ閣本邦（内地、朝鮮、
臺灣、樺太及南洋群島ヲ謂フ）トノ間ニ限ルコトトシ其
ノ他陸軍地區トノ爲替（海陸軍協定ニ依ル郵便爲替ヲ除ク）
及支那、滿洲國等ノ爲替ハ當方ヨリ指示アル迄之方取扱ヲ爲
ササルコト
- 二、本邦ヘノ送金ハ圓爲替トシ盾單票又ハ在來盾貨ヲ對價トシ

テ一割一ノ對圓換算率ヲ以テ之カ取組ヲ爲スコト
借居狀ノ發行ハ手形振出地ヲ本邦ニ限定シタル圓貨旅行信
用狀ニ限ルコト

三、本邦ヘノ送金及信用狀發行ノ許可方針左ノ如シ

(一) 居留民ノ送金

申請書ノ收入、遺棄、家庭事情等ヨリ判斷シ不當ノ送金
ニ非スト認メラルモノハ許可スルコト

(二) 會社(個人營業者ヲ含ム)ノ支店出張所ノ本社ヘノ送金
會社ノ性質、本邦トノ關係、支店出張所ノ業務等ヨリ判
斷シ不當ノ送金ニ非スト認メラルモノハ許可スルコト
會社ヘノ送金ニ名ヲ載リ資金ヲ本邦ヘ送還ヤシムル虞ア
ルモノハ許可ヤサルコト

(三) 法令又ハ契約上ノ義務履行ノ爲ノ送金

法令又ハ契約上ノ義務履行トシテ本邦ニ於テ交渉ラハス

爲必要ナル送金ハ許可スルコト

法令又ハ契約上ノ義務履行ニ名ヲ載リ資本ヲ本邦ニ送還
ヤシムル虞アルモノハ許可ヤサルコト

(四) 旅費、滞在費等ノ送金又ハ旅行信用狀ノ取組申請者ノ地
位、旅行途、期間等ヨリ判斷シ不當ノ送金ニ非スト認メ
ラルモノハ許可スルコト旅費ニ付テハ概ネ一ヶ月千円
相當額以内滞在費ニ付テハ概ネ一ヶ月五百円相當額以内
ヲ標準トスルコト

(五) 其ノ他ノ送金

原則トシテ許可ヤサルコト

四、本邦以外ノ地ヨリ仕向ケラレタル送金爲替ノ支拂又ハ信
用狀ニ基ク手形ノ買取ハ當分ノ間許可ヤサルコト

五、銀行ニ對シテハ送金爲替ノ取組、支拂又ハ信用狀ノ發行
之ニ基ク手形ノ買取ヲ爲スニ當リ該取引カ本令ノ規定ニ違

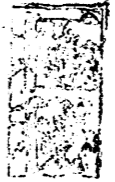
第三 通貨搬出入許可方針
反スルモノニ非サルコトヲ確認スル様指示スルモノトス

一、搬出

本邦へノ送付又ハ携帯ハ當分ノ間外貨軍票ニ限ルモノトシ
本邦通貨、外國通貨及在來盾貨ノ本邦へノ送付又ハ携帯ハ
許可セサルコト、但シ銀行カ軍票トノ交換ニ依リ取得シタ
ル本邦通貨ヲ本邦へ送付スル場合ハ此ノ限りニ在ラサルコ
ト
本邦向旅行者ノ旅費ハ二百盾相當額ヲ超ユルモノハ成ルヘ
ク送金爲替又ハ信用狀ニ依リ之ヲ携帯セシムルコト
（本邦向旅行者ノ携帯金ニ付テハ或程度本邦通貨ノ携帯ヲ
認ムルコトト致度モ右ハ追而中央ト打合ノ上決定ス）
馬來、比島等陸軍地區へノ旅行者ハ當分ノ間旅費相
當額ノ外貨軍票携帯ヲ許可スルコト

二、搬入

制限金額ヲ超ユル本邦通貨ノ搬入ハ爲替管理法ノ許可ヲ受ケタル
モノニ非サル限り許可セサルコト但シ本邦出發ニ際シ爲替管理法
ノ許可ヲ受ケル邊チカリシ等眞ニ事情已ムヲ常スト認メラルモ
ノハ此ノ限りニ在ラサルコト
本邦以外ノ地ヨリノ本邦通貨ノ搬入ハ許可セサルコト
將來税關機關整備ノ上ハ税關ニ於テ旅行者等ニ對スル通貨搬出入
ノ高易許可事務ヲ取扱フコト



南方地域（甲地域）ニ於ケル爲替
管理實施要綱

昭一七ニニ

第一方針

未決

南方各地域ヲシニ大東亞共榮圈ノ一環トシニ最モ效率的ニ其ノ職
能ヲ發揮セシムル様各地域經濟ノ計畫的ナル運営ヲ行フヲ目途ト
シ物資資金ノ移動配分ニ關シ適切ナル統制ヲ行フト共ニ併シテ敵
性地域トノ經濟交通ヲ遮斷（註）スル爲各地域ニ於テ爲替管理ヲ
實施スルモノトス

（註） 敵性地域ヨリ緊要物資取得ノ爲必要ナル場合ハ其ノ限度ニ於
テ經濟交通ヲ認ムルコトアルモノトス

第二要領

各地域ニ於ケル爲替管理ハ當分ノ間概ネ左記要領ニ據ルモ政治經濟
情勢ノ相異ニ應ジ必ズシモ劃一的ナラザルモノトス

記

一 政府會計ガ各地域ノ域外移動物資ニ關シ一元的ニ買付、賣却ヲ行
ヒ其ノ域外移動ヲ統制スル時期ヲ第一段階トシテ貿易外取引ニ重
點ヲ置ク管理ヲ爲シ右時期ヲ經過シタルトキハ第二段階トシテ貿
易及貿易外取引ノ全般ニ亘ル管理ヲ實施スルコト
（爲替（註）ノ表示通貨ハ原則トシテ日本圓ニ限ルコト但シ同種通貨ヲ使
用スル他ノ地域トノ間ノ爲替ニ付テハ該使用通貨ヲ認メ得ルコト

由本要綱ニ依ル爲替ニハ同一地域内ノ爲替ヲ含マザルモノトス
三爲替ノ現地ニ於ケル受拂通貨ハ原則トシテ差當リ現地軍票ニ限ル
コトトシ將來現地發券制度ノ整備セララルニ至リタルトキハ該通
貨ニ限ルコト但シ右ニ依ルコト支障多キ場合ハ實情ニ應ジ從來ノ
現地通貨ニ依ル受拂ヲモ認ムルコト
四爲替業務ノ取扱ハ之ヲ原則トシテ本邦銀行ニ限定スルコト但シ華
僑資金ノ取扱等ノ爲必要ナル場合ハ適當ナル制限ノ下ニ本邦側銀
行以外ノ者ニ對シテモ之ヲ認ムルコト
五爲替取引ノ取締ニ付テハ取扱銀行ノ行爲ヲ監督スルコトニ依リ銀
行並ニ銀行ヲ相手方トスル一般人ノ行爲ヲ取締ルコト

六爲替銀行ノ爲替資金ハ差當リ南方開發金庫ニ集中シ又各地域ノ中
央銀行整備ノ上ハ同行ニ集中スルコト
七南方開發金庫又ハ各地域中央銀行ハ對顧客爲替取引ヲ行ハザルコト
八爲替換算率ハ本邦ノ決定スル所ニ應ジ之ヲ公定スルコト
九兩替業ハ現地ノ實情ヲ勘案シ之ヲ可及的少數ノ者ニ制限スルコト
十貨物、通貨、金地金、證券等ノ域外移動ハ之ヲ取締ルコト
十一爲替取引ノ許可事務ハ南方開發金庫（中央銀行整備ノ上ハ中央銀
行）ニ又域外移動ノ許可事務ハ税關ニ夫々取扱ハシムル等ノ方法
ニ依リ極力之ガ簡捷ヲ圖ルコト
十二中央銀行又ハ税關ニ於テ前項ノ事務ニ從事スル中樞職員ハ原則ト

シテ之ヲ日本人ト爲スコト
其前各項ニ依リ南方開發金庫ノ取扱フベキ事務ハ同金庫設立前ニ
在リテハ暫定措置トシテ該地域所在ノ本邦銀行ヲシテ之ニ當ラ
シムルコト

第三措置

一、取締ノ形式ハ原則トシテ爲替管理法令ノ公布ニ依ルコト
尙法令ハ極力直截簡明ヲ旨トシ一般ノ理解ニ便ナラシムルコト
二、取締ノ内容ハ概ネ左ノ通ト爲スコト、但シ實情ニ應ジ適當取締
選擇スルコト
（一）爲替銀行ノ左記事項ヲ要許可事項ト爲スコト

- (イ) 異種通貨ノ交換
- (ロ) 異種通貨ヲ以テ表示スル債權ノ買買
- (ハ) 爲替ノ買買
- (ニ) 送金爲替又ハ逆爲替ノ支拂
- (ホ) 取立爲替ノ取扱
- （イ）信用狀ノ發行
- （ロ）兩替業者ノ異種通貨ノ交換ヲ要許可事項ト爲スコト
- （ハ）左ニ掲グルモノノ域外移動ヲ要許可事項ト爲スコト
- （イ）貨物
- （ロ）金銀貨、金銀地金、金銀ノ合金又ハ金銀ヲ主タル材料トス

ル物

(イ) 證券

(ロ) 通貨、小切手又ハ手形

(四) 前三項ニ拘ラズ軍其ノ他本邦側官廳ノ爲ス行爲、又ハ比較的輕微ナル行爲等ニ付テハ許可ヲ要セザルモノト爲スコト

(五) 通貨、爲替等ノ思惑賣買ヲ禁止スルコト

(六) 爲替業務ノ取扱ヘ之ヲ要許可事項ト爲スコト

(七) 兩營業ハ之ヲ要許可事項ト爲スコト

(八) 爲替ノ集中等ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコト

(九) 爲替換算率ノ公定ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコト

(十) 本件ノ實施ニ必要ナル報告ノ徵取、實地検査等ニ關シ必要ナル事項ヲ定ムルコト

(十一) 本件實施ニ遺憾ナカラシムル爲嚴重ナル罰則ヲ設ケルコト

第四 運用方針

一、本邦ノ物動計畫、開發計畫、國際資金計畫等ニ則リ現地通貨ノ狀況ヲ勘案シ本邦、圈内各地域、圏外諸國トノ各四半期別及年度別國際收支計畫ヲ樹立シ概ネ之ニ基キ運用スルコト

右ノ運用ニ當リテハ中央ト成ルベク緊密ナル連絡ヲ保持シ其ノ圓滑ヲ期スルコト

二、本邦ヲ中心トスル日本圏ニ依ル大東亞綜合的決濟制度ノ確立ニ資

スル如ク運用スルコト

三 南方地域相互間ノ物資ノ交流ニシテ本邦側ニ對シ影響少キモノニ付テハ適當ナル統制ノ下ニ比較的寛大ニ取扱フコト尙場合ニ依リ支那トノ物資ノ交流ニ關シテモ右ニ準ジ適當取扱フコト

四 敵性地域ニ對シ物資資金ノ流出ヲ來ス惧アル取引行爲ニ付テハ特ニ嚴重取締ルコト但シ敵性地域ヨリノ緊要物資ノ取得等ニ利用スル場合ハ特別ニ考慮スルコト

五 共榮圏外諸國トノ物資ノ輸出入ニ關シテハ中央ノ指示ニ依ルコト六 爲替換算率ニ付テハ其ノ安定ヲ所期スルモ他ノ大東亞諸地域トノ經濟關係ノ推移ニ應ジ適當ナル調整ヲ加ヘ得ル機弾力性ノ保持ニ

配意スルコト

七 第一段階ニ於テハ一般資金ニ付抑制方針ヲトルコト但シ現地ノ通貨膨脹ノ抑制ニ資スルガ如キモノニ付テハ特別ノ考慮ヲ拂フコト八 華僑資金ニ付テハ現地位ニ中南支ニ於ケル政治的及經濟的重要性ニ鑑ミ其ノ根本方針ハ中央ニ於テ現地ト連絡ノ上決定シ現地ニ於テハ右ニ依リ處理スベキモ尙左記ノ諸點ニ留意スルコト
(一) 華僑資金ノ取扱者タル信局ハ信用確實ナルモノニ限り之ヲ許可スルコト

(二) 前號ノ許可ニ當リテハ資金ノ仕向地域及仕向先店舗ヲ限定スルト共ニ取扱爲替ノ出合ヲ本邦側銀行ニトラシムルコトヲ條件ト

スルコト

(三) 信局ヲ取扱フ爲替、表示通貨ニ付テハ必要ニ應ジ日本圓以外、モ、チ認ムルコト

九 現地本邦人ニ對スル取締ニ付テハ其ノ大綱ヲ提フ爲止、預銀ナル制限等ヲ加フルコトナク道義的協力ヲ爲サシムル如ク指導スルコト

十 華僑等ニ對スル取締ニ付テハ其ノ相互連帶觀念ヲ利導シ法令ノ效率的ナル勵行ヲ期スルコト

備考

南方乙地域ニ付テハ佛印ニハ既ニ嚴重ナル爲替管理ヲ實施シ居

リ又泰ニ於テモ近ク爲替管理法令ヲ施行ヲ見ル豫定ナル處之ガ運用ニ付テハ大東亞共榮圈、爲替政策ニ順應スル如ク本邦ニ於テ之ガ指導ニ努ムルモノトス